

# 空き家と一緒に農地の売買をお考えの方へ

「空き家情報バンク」に登録された空き家に付属する農地の下限面積\*を引き下げます

市は、空き家の有効活用及び移住・定住の促進を目的として、市内の空き家情報を市内外の利用希望者に提供する「久留米市空き家情報バンク」事業を実施しています。

今回、より一層の空き家の活用を図るため、空き家情報バンクに登録された空き家と付属する農地をセットで取得する場合であって、一定の条件を満たす場合、売買に必要な農地法第3条の許可要件の一つである下限面積を50アール（一部地域40アール）から1アールへ引き下げることとしました。

具体的な手続きの流れについては裏面をご覧ください。

## 一定の条件とは

- ・「空き家情報バンク」に登録された空き家に付属する農地であること。
- ・「空き家情報バンク」に登録された空き家と農地の所有者が同一であること。
- ・対象となる農地は、「遊休農地又は遊休化が確実と見られる農地」であること。
- ・空き家に付属する農地は、対象家屋から概ね半径300m以内に位置すること。
- ・空き家と農地の取得者は同一で、適正に農地を耕作できる者であること。

## 注意

基盤整備が行われているなど、農地の集積等が図られるべき優良な農地は、対象となりません。

## \*下限面積

農地の有効利用を図るため、効率的かつ安定的な農業を営む者に対して農地の利用を集積することが重要として、農地の権利取得に際して、権利取得後の経営面積が原則50アール（北海道2畝）以上となるよう、下限面積要件が定められている。また、下限面積の特例措置として、省令の定める基準により、地域の実情に応じて、より小さい「別段の面積」を定めることができることとされている。（久留米市では一部を40アール区域に設定済み）

## お問い合わせ先

空き家情報バンクに関すること 住宅政策課 0942-30-9139

農地の手続きに関すること 農業委員会事務局 0942-30-9236

## 手続きの流れ

### ●下限面積の適用（空き家及び農地所有者の手続き）

1. 「久留米市空き家情報バンク」へ登録を申請（住宅政策課）
2. 下限面積の引き下げを申請（農業委員会）
3. 農業委員会が現地確認等を行い、下限面積引き下げを決定
4. 空き家、付属する農地共に空き家情報バンクに登録

### ●権利移転の手続き（空き家及び農地所有者と取得希望者の手続き）

1. 農地法第3条の許可（所有権移転申請）を申請（農業委員会）
  - \*農地を取得される方が以下の要件を全て満たす必要があります。
    - ・保有する農地の全てを効率的に耕作すること。
    - ・申請者や世帯員等が耕作に必要な農作業に常時従事すること。
    - ・周辺農地の利用に影響を与えないこと。
2. 取得希望者へのヒアリング等を経て、農業委員会にて審査
  - \*下限面積は引き下げられていますが、その他の許可要件に変更はありません。
3. 農業委員会から許可書を発行し、農地の所有権移転が可能となります。

## 手続きのイメージ

